

久御山町の住所表示が変わります！

3月28日より

平成 21 年 3 月 28 日（土）より、大字・小字の文字をとり住所の表示を簡単にし、久御山町のイメージアップをはかります。

あわせて、番地に枝番がついている場合の表示も変更します。

- ◎ 住民票の住所や戸籍の本籍地などの表示は、このようになります。

【変更例】

例外を除き、次のとおりとなります。

久御山町大字〇〇小字△△××番地の□



久御山町〇〇△△××番地□

【例外】

これまでの大字大橋辺小字大橋辺、大字東一口小字東一口、大字野村小字野村については、次のとおりとなります。

久御山町大字〇〇小字〇〇××番地の□



久御山町〇〇××番地□

- ◎ 住所表示については、新旧比較一覧をご覧ください。（2・3 ページ）



- 久御山町役場への変更手続きは必要ありません。
 - 電話番号や郵便番号の変更はありません。
 - 関西電力や NTT、大阪ガスへの変更手続きは必要ありません。
 - 関係機関への変更手続きで、主なものは一覧表をご覧ください。（4～8 ページ）
 - ・変更手続きが必要な場合は、施行日の平成 21 年 3 月 28 日以降におこなってください。
 - ・手続きに必要な「変更証明書」は、平成 21 年 3 月 30 日（月）から役場住民課およびゆうホールの窓口で無料で発行します。
- ※証明書の発行が必要な人は、本人確認ができるもの（運転免許証など）をご持参ください。

住所の表示は、こうなります

変更前	変更後	変更前	変更後
大字大橋辺小字大橋辺 " " 北島 " " 五軒家前 " " 堤外縁 " " 中内 大字北川顔小字馬嶋 " " 表畑 " " 中野 " " 馬場崎 " " 馬場崎野 " " 風呂田 " " 村西	大橋辺 大橋辺北島 大橋辺五軒家前 大橋辺堤外縁 大橋辺中内 北川顔馬嶋 北川顔表畑 北川顔中野 北川顔馬場崎 北川顔馬場崎野 北川顔風呂田 北川顔村西	大字中島小字池ノ上 " " 沖ノ内 " " 金ヶ井町 " " 篠ム戸 " " 南城 " " 西河原 " " 藤ノ木 " " 法楽寺 " " 向野	中島池ノ上 中島沖ノ内 中島金ヶ井町 中島篠ム戸 中島南城 中島西河原 中島藤ノ木 中島法楽寺 中島向野
大字藤和田小字御所ノ内 " " 中村 " " 馬場崎野 " " 封戸殿 " " 藤ノ東 " " 村西	藤和田御所ノ内 藤和田中村 藤和田馬場崎野 藤和田封戸殿 藤和田藤ノ東 藤和田村西	大字西一口小字新道裏 " " 新道北 " " 西池 " " 古城	西一口新道裏 西一口新道北 西一口西池 西一口古城
大字島田小字イワラ " " 宇治道 " " 江ノ口 " " 観音田 " " 庚申塚 " " 三反並 " " 下ミス " " 釈迦堂 " " 堤外 " " 苗代 " " 開キ " " 古堤防イワラ " " 古堤防中村 " " ミスノ	島田イワラ 島田宇治道 島田江ノ口 島田観音田 島田庚申塚 島田三反並 島田下ミス 島田釈迦堂 島田堤外 島田苗代 島田開キ 島田古堤防イワラ 島田古堤防中村 島田ミスノ	大字東一口小字大島 " " 大島先 " " 白蓮 " " 新久保 " " 頂場 " " 東一口 " " 東島 " " 百間切 " " 丸島 " " モタレ	東一口大島 東一口大島先 東一口白蓮 東一口新久保 東一口頂場 東一口 東一口東島 東一口百間切 東一口丸島 東一口モタレ
大字坊之池小字池ノ上 " " 大鳥井 " " 沖ノ内 " " 河原田 " " 座尾 " " 下高河原 " " 高河原 " " 天王道上 " " 天王道下 " " ナラシ " " 西ノ口 " " 蓮池 " " 浜 " " 坊村中	坊之池池ノ上 坊之池大鳥井 坊之池沖ノ内 坊之池河原田 坊之池座尾 坊之池下高河原 坊之池高河原 坊之池天王道上 坊之池天王道下 坊之池ナラシ 坊之池西ノ口 坊之池蓮池 坊之池浜 坊之池坊村中	大字相島小字大木ノ下 " " 相島東 " " 久保 " " 正蓮寺 " " 新道裏 " " 曾根 " " 曾根東 " " 野口 " " 東池 " " 村内	相島大木ノ下 相島相島東 相島久保 相島正蓮寺 相島新道裏 相島曾根 相島曾根東 相島野口 相島東池 相島村内
大字森小字大内 " " 相島田 " " 川端 " " 北大内 " " 三丁 " " 中内 " " 南大内 " " 宮西 " " 宮東 " " 村東 " " 森東 " " 森村	森大内 森相島田 森川端 森北大内 森三丁 森中内 森南大内 森宮西 森宮東 森村東 森森東 森森村		

変更前	変更後	変更前	変更後
大字野村小字イノコ " " 井ノ坪 " " 北浦 " " 外野 " " 高木 " " 西浦 " " 野村 " " 東ノ口 " " 古道 " " 南浦 " " 村東	野村イノコ 野村井ノ坪 野村北浦 野村外野 野村高木 野村西浦 野村 野村東ノ口 野村古道 野村南浦 野村村東	大字林小字垣内 " " 北畑 " " 鍬ノ本 " " 高黒 " " 中垣内 " " 八幡講 " " 宮ノ後	林垣内 林北畑 林鍬ノ本 林高黒 林中垣内 林八幡講 林宮ノ後
大字佐山小字尼垣外 " " 院田 " " 内垣外 " " 上ノ坪 " " 北代 " " 庫ノ脇 " " 栗ノ脇 " " 双栗 " " 新開地 " " 善乗坊 " " 双置 " " 巽河原 " " 中道 " " 西ノ口 " " 浜台 " " 東代 " " 南代 " " 美ノケ藪 " " 向野 " " 初池	佐山尼垣外 佐山院田 佐山内垣外 佐山上ノ坪 佐山北代 佐山庫ノ脇 佐山栗ノ脇 佐山双栗 佐山新開地 佐山善乗坊 佐山双置 佐山巽河原 佐山中道 佐山西ノ口 佐山浜台 佐山東代 佐山南代 佐山美ノケ藪 佐山向野 佐山初池	大字市田小字石橋 " " 一ノ坪 " " 観世 " " 北浦 " " 北観世 " " 祇園田 " " 五ノ坪 " " 齊当坊 " " 新珠城 " " 鈴間 " " 立花 " " 珠城 " " 大領 " " 中観世 " " 西観世 " " 東観世 " " 東大門 " " 南観世 " " 和気	市田石橋 市田一ノ坪 市田観世 市田北浦 市田北観世 市田祇園田 市田五ノ坪 市田齊当坊 市田新珠城 市田鈴間 市田立花 市田珠城 市田大領 市田中観世 市田西観世 市田東観世 市田東大門 市田南観世 市田和気
大字佐古小字内屋敷 " " 梶石 " " 北ノ下 " " 清水 " " 三条 " " 外屋敷 " " 田中 " " 東角	佐古内屋敷 佐古梶石 佐古北ノ下 佐古清水 佐古三条 佐古外屋敷 佐古田中 佐古東角	大字田井小字荒見 " " 新荒見 " " 塔ノ本 " " 西荒見 " " 浜代 " " 東荒見 " " 向野	田井荒見 田井新荒見 田井塔ノ本 田井西荒見 田井浜代 田井東荒見 田井向野
		大字下津屋小字上ノ浜 " " 上ノ浜代 " " 川原 " " 北野 " " 下ノ浜代 " " 鯛ケ鼻 " " 津屋ノ森 " " 富ノ城 " " 室ノ城	下津屋上ノ浜 下津屋上ノ浜代 下津屋川原 下津屋北野 下津屋下ノ浜代 下津屋鯛ケ鼻 下津屋津屋ノ森 下津屋富ノ城 下津屋室ノ城

【参 考】

栄1丁目～4丁目については、字の名称の変更はありませんが、枝番がある場合の番地の表示は、栄以外の地域と同様、「○番地の□」が「○番地□」となります。

住所表示の変更にもなう変更手続き一覧表

① 土地・建物登記簿など

項目	該当する人	住所変更による取り扱い 〔手続きの方法等〕	問い合わせ先	
登記	土地・建物登記簿〔不動産の所在〕	登記をしている人	京都地方法務局 宇治支局 ☎ 0774(24)4121	
	土地・建物登記簿〔不動産所有者・抵当権者・仮登記権利者などの住所〕	登記をしている人		
	商業・法人登記簿〔会社の本店・法人の主たる事務所の所在等〕	登記をしている会社・法人の代表者の人	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。 (支店・従たる事務所も同様です) (注) 本店・主たる事務所を管轄する法務局が、右記法務局以外の場合は、手続きが必要ですので、管轄法務局へお問い合わせください。	京都地方法務局 法人登記部門 ☎ 075(231)0131 (代表)
	商業・法人登記簿〔会社・法人の代表者・役員等の住所〕	登記をしている会社・法人の代表者の人	住所変更の手続きは必要ありません。法務局において職権で変更します。	

② 年金・社会保険など

項目	該当する人	住所変更による取り扱い 〔手続きの方法等〕	問い合わせ先
年金・社会保険等	国民年金・厚生年金の受給者の住所	左記の年金受給者	住所変更の手続きは必要ありません。京都南社会保険事務所 年金給付課 ☎ 075(644)1165
	国民年金加入者の住所	左記の年金加入者	住所変更の手続きは必要ありません。京都南社会保険事務所 国民年金業務課 ☎ 075(643)2547
	政府管掌健康保険・厚生年金加入事業所およびその加入者の住所	左記の事業所および被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。京都南社会保険事務所 業務課 ☎ 075(643)3542
	任意継続健康保険の加入者の住所	左記の被保険者	住所変更の手続きは必要ありません。全国健康保険協会 京都支部 ☎ 075(256)8630
	国民年金基金の加入者・受給者の住所	左記の加入者および受給者	住所変更の手続きは必要ありません。京都府国民年金基金 ☎ 075(212)8415
	組合健康保険の住所	左記の加入者	取り扱いが異なる場合がありますので、各健康保険組合へお問い合わせください。

③ 運転免許証・車検証・旅券など

項 目		該当する人	住所変更による取り扱い 〔手続きの方法等〕	問い合わせ先
運 転 免 許	自動車運転免許証	運転免許証の交付を受けている人	住所・本籍の変更は、次回更新または再交付申請の際に自動的に更新されます。 なお、変更の記載（裏面への記載）を希望される人は、変更手続きをしてください。その際には、住民票の写し、住所・本籍の表示の変更証明書等は必要ありません。	宇治警察署 宇治交通安全協会 ☎ 0774(21)0110 京都府警察 自動車運転免許試験場 ☎ 075(631)5181
	自動車車検証	軽自動車の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、譲渡および廃車される際は、役場で発行する「変更証明書」等を添付のうえ手続きをおこなってください。	軽自動車検査協会 京都事務所 ☎ 075(671)0928
車 検 証		普通自動車および小型二輪自動車(排気量251cc以上)の使用者・所有者	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、譲渡および廃車される際は、役場で発行する「変更証明書」等を添付のうえ手続きをおこなってください。	近畿運輸局 京都運輸支局 登録部門 ☎ 050(5540)2061
	軽自動車届出済証	二輪自動車の軽自動車(排気量126cc～250cc)の使用者・所有者		
旅 券	旅券(パスポート)	所持している人	住所変更の手続きは必要ありません。 なお、旅券(パスポート)の裏表紙の「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正できます。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効になりますのでご注意ください。	京都府旅券事務所 ☎ 075(352)6655 府山城広域振興局 旅券窓口 ☎ 0774(24)5362
		申請をする人	旅券(パスポート)発給申請のために申請日前6か月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、そのまま使用できます。ただし、氏名など記載内容に変更がある場合は、変更後のものを取得してください。	



④京都市が発行する各種証明書ほか(その1)

項目	該当する人	住所変更による取り扱い 〔手続きの方法等〕	問い合わせ先
危険物取扱者免状、消防設備士免状、高圧ガス・液化石油ガス・火薬類・電気工事士の免状	交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新時やその他の変更届出時に併せて変更の手続きをおこなってください。	府庁 消防安全課 ☎ 075(414)4466
高圧ガス・液化石油ガスの許可等、電気事業者の登録・届出	許可・登録等を受けている人		
火薬類の許可	許可を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新時やその他の変更届出時に併せて変更の手続きをおこなってください。	山城広域振興局 商工労働観光室 ☎ 0774(21)2103
食品衛生法に基づく営業許可証	登録をしている人	住所変更の手続きは必要ありません。	山城北保健所 衛生室 ☎ 0774(21)2912
公衆浴場、興行場、旅館業等の営業許可証			
理容所、美容所、クリーニング業の検査確認済証			
特定疾患医療受給者証、結核患者票、感染症患者票、被爆者健康手帳	交付を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。	山城北保健所 ☎ 0774(21)2191 (代表)
医師、看護師等免許証	免許の交付、許可等を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新時やその他の変更届出時に併せて変更の手続きをおこなってください。	府庁 薬務課 ☎ 075(414)4786・ ☎ 075(414)4788 または 山城北保健所 衛生室 ☎ 0774(21)2912
薬剤師免許証	免許の交付を受けている人		
麻薬等免許・登録・指定	免許の交付、登録・指定等を受けている人		
医薬品等販売業、製造販売業、製造業、修理業の許可	許可・登録を受けている人		
薬局開設・医薬品販売業等の許可	許可を受けている人		
毒物劇物製造業・輸入業の登録	許可・登録を受けている人		
国または府指定有形文化財等の所有者または管理責任者	届出等をしている人	住所変更の手続きは必要ありません。	府教育庁 文化財保護課 ☎ 075(414)5896
指定記念物の所有者または管理責任者			
建設業の許可、解体工事業の登録、建設業の許可証明	許可等を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。	山城北土木事務所 総務契約室 ☎ 0774(62)0223
浄化槽工事業の登録、特例浄化槽工事業者の届出			

各種免許・許可証等

⑤ 京都府が発行する各種証明書ほか(その2)

項目	該当する人	住所変更による取り扱い 〔手続きの方法等〕	問い合わせ先
宅地建物取引業免許、宅地建物取引主任者登録、宅地建物取引主任者証	免許の交付、登録等を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新時やその他の変更届出時に併せて変更の手続きをおこなってください。	山城北土木事務所 建築住宅室 ☎ 0774(62)2246
建築基準法による建築確認、建築許可、報告	登録、許可等を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新時やその他の変更届出時に併せて変更の手続きをおこなってください。	
建築士事務所登録、2級建築士、木造建築士の登録			
道路占用許可、河川占用許可	許可を受けている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新時やその他の変更届出時に併せて変更の手続きをおこなってください。	山城北土木事務所 管理室 ☎ 0774(62)0714
屋外広告業の登録	登録をしている人	住所変更の手続きは必要ありません。更新時やその他の変更届出時に併せて変更の手続きをおこなってください。	府庁 都市計画課 ☎ 075(414)5327
警備業認定証、警備員指導教育責任者資格者証、機械警備業務管理者資格者証、検定合格証、合格証明書、探偵業届出証明書	認定、交付等を受けている人	必要により認定、交付を受けた警察署で手続きができます。	宇治警察署 生活安全課生活安全係 ☎ 0774(21)0110
銃砲刀剣類所持等取締法の規定による所持許可証、講習修了証明書、射撃指導員指定書、猟銃等火薬類等の譲渡・譲受許可証、教習資格認定証	認定、交付等を受けている人	必要により許可、交付を受けた警察署で手続きができます。	
風俗営業許可証、認定証、風俗営業管理者証、性風俗特殊営業届出確認書、深夜酒類提供飲食店営業営業開始届、古物営業法による許可証、質屋営業許可証	許可、認定、交付を受けている人および届出をしている人	必要により許可、認定、交付を受けた警察署および届出をした警察署で手続きができます。	
自動車保管場所証明書、安全運転管理者等に関する届出書	届出をしている人	変更手続きは必要ありません。	宇治警察署 交通課 ☎ 0774(21)0110
自動車運転代行業の認定証	認定を受けている人		
駐車許可証、道路使用許可証、通行禁止道路通行許可証	許可を受けている人		

各種免許・許可証等



⑥その他

項目	該当する人	住所変更による取り扱い 〔手続きの方法等〕	問い合わせ先
郵便局 郵便貯金通帳 ゆうちょ銀行総合口座通帳 簡易保険証書 かんぽ生命保険証券 郵便貯金キャッシュカード ゆうちょキャッシュカード	預金者等	住所変更の手続きは必要ありません。 詳しくは、各郵便局の窓口にお問い合わせください。	各郵便局の窓口
銀行等 預金通帳 定期預金証書 キャッシュカード等	預金者等	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金、融資取引等については、金融機関によって取り扱いが異なります。詳しくは、各金融機関の窓口にお問い合わせください。	各金融機関の窓口
その他 株式等の有価証券、生命保険証書等	左記の所有者および加入者	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各社の窓口へお問い合わせください。	各社の窓口
	クレジットカード(買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの)	左記カードの所持者	各社とも対応が異なりますので、詳細については、各クレジット会社の窓口へお問い合わせください。
	NHK受信料	受信契約者	住所変更の手続きは必要ありません。 日本放送協会 京都放送局 ☎ 075(841)4321 (代表)

- 表中の問い合わせ先は、平成21年2月1日現在のものです。
- 手続きが不要な事項についても、ご本人の希望により住所表示の変更をすることができるものもありますので、ご希望の人は問い合わせ先でご確認ください。
- 代表的なものを一覧表に掲載していますが、掲載以外の場合は、お手持ちの証明書などの発行機関にお問い合わせください。

住所表示の変更に関する問い合わせ先 : 久御山町総務部企画財政課
 ☎ 075(631)9992 (直通)
 ☎ 0774(45)3924 (直通)